

東海市最低制限価格制度試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の10第2項及び東海市契約規則（昭和44年（1969年）規則第11号。）第15条の規定に基づき、本市が発注する公共工事の競争入札に最低制限価格を試行として設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札（以下「対象入札」という。）は、建設工事において、設計金額が5,000万円未満のものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 割合の算定は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事については、次に掲げる額の合計額

ア 機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

オ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前号以外の工事

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額（土木工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額）に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 3 特別な工事については、前項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。
- 4 最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。
- 5 最低制限価格を設定する場合は、第1項に規定する最低制限価格を記載した最低制限価格調書（様式1。以下「調書」という。）を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（入札者への周知）

第4条 この要領の円滑な運営を図るため、対象入札について、指名競争入札通知書に最低制限価格制度対象入札であることを記載するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。